

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条  
第一項の規定によつて、広島市から、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）道路三  
・五・七八六号可部宇津線及び三・四・七八四号藤ノ森大毛寺線の変更に係る同法第十四条  
第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する  
同法第二十条第二項の規定によつて、当該図書の写しを広島県土木建築局都市計画課におい  
て縦覧に供する。

平成二十七年八月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦